

京都市告示第151号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第16条第1項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

令和3年5月31日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
伏見南浜京町家保全継承地区	約25ヘクタール

2 伏見南浜京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市伏見区両替町一丁目、両替町二丁目、新町二丁目、新町一丁目、新町三丁目、丹後町、本材木町、南浜町、塩屋町、車町、京橋町、山崎町の各全部及び京町四丁目、観音寺町、銀座町一丁目、両替町四丁目、新町四丁目、柿木浜町、弾正町、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、大坂町、魚屋町、納屋町、上油掛町、中油掛町、下油掛町、周防町、村上町、三栖町一丁目、阿波橋町、三栖半町の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

(都市計画局まち再生・創造推進室)